

News & Topics

中本総合法律事務所

NAKAMOTO & PARTNERS

- | | | | | | |
|---|---------------------|-----------|---|------------------|-----------|
| 1 | ご挨拶 | 弁護士 中本 和洋 | 4 | 調停委員のつぶやき | 弁護士 倉橋 忍 |
| 2 | 特集 アセアン法務入門 | | 5 | 入所・退所のご挨拶 | |
| | | 弁護士 三木 剛 | | I 退所のご挨拶 | 弁護士 堀 友紀子 |
| | | 弁護士 朝倉 舞 | | II 入所のご挨拶 | 弁護士 谷口 英一 |
| 3 | Topics | 弁護士 豊島ひろ江 | 6 | 出身者のお便り | |
| | 海外子会社等と取引する場合の税制 | 弁護士 上田 倫史 | | Letter From Kani | 弁護士 山科正太郎 |
| | ～移転価格税制～ | 弁護士 鍵谷 文子 | | | |
| | 「音が、においが、商標登録可能に!？」 | 弁護士 長門 英悟 | | | |



ご挨拶

所長 弁護士 中本 和洋

皆様にはお元気で新年をお迎えになったこととお慶び申し上げます。私も元気で新年を迎えることができました。

昨年、政治、経済において大きな変化が見られました。自民党政権による

新たな経済戦略は、デフレを解消しつつ好景気を呼び込むかのような気配を示しています。一方で、原発事故によるLNG等化石燃料の輸入量の増大や、円安による各種製品の原料高、さらには消費税増税等によって、消費者物価が想定以上に高騰することにならないか等の不安材料もあり、本年も経済情勢は予断を許さないものと思います。

さて、昨年末の第185回臨時国会では、国民にとって2つの重要な議案が可決成立しました。ひとつは、特定秘密保護法案であり、マスコミをはじめ国民の多くが反対する中、可決されました。この法律の施行及び運用については、国民の知る権利を侵害するような過度な規制がなされないよう、厳しく見守る必要があると考えます。

もうひとつは、集団的消費者被害回復訴訟制度です。この制度は、少額の被害で、かつ被害者が多数存

在するような消費者被害の救済に有効な制度です。

本制度案は、二段階型の訴訟制度となっており、一段階目の手続で加害者である事業者が被害者である消費者に対して、消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、金銭支払い義務を負うかどうかを確認し、共通義務が認められたとき、二段階目の手続で消費者の被害債権を確定する手続に入るといえるものです。

本制度案は、現在、全国で11存在する適格消費者団体の中から、新たな認定要件を満たす特定適格消費者団体のみ、原告として提訴できるとしています。また、対象となる事案は、事業者が消費者に対して負う金銭支払義務であって、消費者契約に関するものや、民法上の請求権に制限されています。これでは、この制度で原告となって訴えることができる人は限られますし、訴えの相手方も、契約の相手方事業者に限られ、個人情報流出の事案や有価証券報告書の虚偽記載に係る事案において、必ずしもこれらの事案の全てが本制度の対象となりません。そこで、施行後の運用を検証して、多くの被害者を救済できるように改善していく必要があると思います。

しかし、このようにいくつかの問題点はありますが、現行民事訴訟法がこのような消費者被害救済に対してほとんど機能していないことを考えますと、本制度案は、画期的な制度と言えます。

皆様の本年一年のご健勝を心より祈念致します。

弁護士 三木 剛、豊島 ひろ江、朝倉 舞、上田 倫史

弊事務所のアジア法務は中国が中心でしたが、「チャイナプラスワン」といった言葉に表されるように、近時、多くの日系企業が中国以外の東南アジア諸国に進出しており、東南アジアの新興国に関する相談が増えています。そこで、今回、弊事務所が扱った新興国の法実務をご紹介します。

日系企業が諸外国に進出する上では、まず、投資先の国における外国企業の投資に関する規制(外資規制)を確認する必要があります。業種によっては、自国産業の保護のため外資の参入自体が禁止されていたり、国内の企業とのジョイント(合弁)でなければ参入が認められないといった規制のある国もあります。同時に、外資の呼び込みのために魅力的な税務上の優遇措置を整えている国も多くあります。さらに、現地での事業に関連する行為全般については現地の法令が関係します。現地での土地の取得、オフィスや店舗等の物件の取得ないし賃借、従業員の雇用などにおいて、各種法令を正確に把握し、法令遵守に努めなければなりません。こうした外資規制や現地の法令の把握には、現地の弁護士の協力が非常に重要であり、弊事務所も協力弁護士と連携しています。

シンガポール



シンガポールは、他の東南アジア諸国に先駆けて経済成長を遂げた国ですが、近時は東南アジアのビジネスを統括する拠点としてその重要性を高めてきています。

シンガポールは国土が狭く国内市場は限られていますが、①法人税等の税制上のメリットが大きいこと、②経済環境や法整備が進んでいること、③地理的にアジアの中心に位置していることなどから、シンガポールに持株会社や統括会社を設立して、当該シンガポール法人に、東南アジア諸国の各国現地法人を統括させるスキームを採用する企業は多いです。

また、シンガポールは、国際紛争解決センターとして注目されています。アジア各国の企業との間で紛争が生じた場合、当該国の裁判所が国際取引に十分通じていないことや、汚職等により自国の当事者を最良して外国当事者を不利に

扱う等の懸念から、当該国以外の地での仲裁を選択することは必須です。シンガポールは、法整備が進んでいる上に、政策的にも仲裁に力を注ぎ、Maxwell Chambersといった国際的な仲裁センターがあるなど、中立的な第三国としてシンガポールが仲裁地として選ばれ、シンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Center, 通称SIAC)等が仲裁機関として選択されることは少なくありません。

マレーシア



マレーシアは、アジアの中でも、シンガポールと並んで、模範的な経済成長を遂げてきた国と言われています。これまでも、多くの日系企業がマレーシアに進出しており、日本は、2012年にはマレーシアにとって第1位の投資国となっているなど、日本とマレーシアは、ビジネス上、非常に強い結びつきがあります。

マレーシアでは、歴史的経緯から、マレー系住

	シンガポール	マレーシア	ベトナム	インドネシア	カンボジア	フィリピン	ミャンマー
首都	シンガポール	クアラルンプール	ハノイ	ジャカルタ	プノンペン	マニラ	ネーピードー
国土面積(km ²)	716	33万	32万9241	189万	18.1万	29万9404	68万
人口(人)	540万	2933万	8970万	2億3800万	1470万	9401万	6367万
宗教	仏教、イスラム教など	イスラム教61%	仏教、カトリックなど	イスラム教88.1%	仏教	カトリック83%	仏教90%
実質成長率(%)	1.3	5.6	4.9	6.2	6.0	6.8	5.0
1人あたり名目GDP(米ドル)	52,051	9,890	1,523	3,563	933	2,612	834
関連する法体系	イギリス	イギリス	フランス	オランダ	フランス	アメリカ	イギリス

(データは、外務省及びジェトロのホームページを参照しています。)

民を経済的に優遇する政策(プミプトラ政策)が取られている点の一つの特徴であり、外国資本の出資比率は、従来は基本的に30%以内に制限されていました。近年は、このような規制の緩和が進み、製造業については外資100%での参入が原則可能となり、非製造業についても、外資が

参入できる幅が広がってきています。

また、マレー人優遇政策(ブミプトラ)のために外国人雇用も制限を受けており、雇用主は外国人労働者を雇用することを目的として現地人従業員の雇用契約を解除することが禁止され、会社の従業員が削減される場合は、マレー人従業員を解雇する前に同程度の能力の外国人労働者を解雇するよう要請されているなど注意を要します。



ベトナム



ベトナムは、社会主義体制を基本としつつも、積極的に市場の開放を進め、近年目覚ましい経済発展を遂げている国です。これまで製造業を中心に、多くの外国企業が進出しており、近年はサービス業の進出事例も増えています。

ベトナムにおいても、外国投資法を中心とした種々の外資規制に注意する必要があります。例えば、日本企業が現地法人を設立する際には投資証明書の取得が必要です。外国投資家が100%の子会社を設立するケース、外国投資家が国内投資家との合弁形態で非公開会社を設立する(国内企業の買収を含みます)ケースなど多くの場合、投資証明書の取得する必要があります。この投資証明書の取得にかかる手続きは、投資金額の多寡や投資分野によって異なり、取得までにかかる期間や必要となる提出書類等にも違いが出てきます。ベトナムでは、多くの法律が整備されていますが、法律それ自体が不明確な場合、実際の適用が不明確である場合、中央と地方とで運用の違いがある場合など、現地の弁護士に確認しても、現地法の内容や解釈について説明が異なることもあり、日本企業として方針の決定に苦慮するケースもあります。もっとも、現地の実力ある有力な弁護士に相談し、最善の対応を図るべきであることは他のアセアン諸国と同様です。

インドネシア



インドネシアは、世界第4位の人口を擁する(2011年)上に、近年は中間層の拡大による国内市場の成長が著しく、生産・販売の両面から、外資企業の注目を受けている国といえます。

インドネシアの外資規制としては、投資全般を規律する投資法その他、具体的な外資比率等の規制を定めるネガティブリストが重要となります。ネガティブリストは、外資の参入自体が禁止される禁止業種と、外資の保有比率や事業形態等が制限される制限業種を定めています。この他、個別の法令が、特定の業種に対する外資規制を定めていることもあります。

不動産法制においては所有権、事業権、建築権など概念設定が独特であり、十分な事前の理解が必要です。

日本企業としては現地パートナーの有する開発許認可を前提としたビジネスを構築するケースもあり、現地パートナーの有する権利を正確に理解し、そのうえで交渉を行うことが重要となります。

さらに、国民の9割近くがイスラム教徒であるため、とりわけ雇用関係の法令に、特徴的な規定が見られます。例えば、従業員に対し十分な祈りの機会を与え、約1週間のレバラン(断食明け大祭)と呼ばれる休暇につき宗教祭日手当を支給する必要がある、などの労働法上の規制があることにも留意が必要です。

カンボジア



カンボジアは、東南アジア諸国の中でも、開発が遅れていた国のひとつではありますが、近年は、政治的な安定化を背景に、積極的な外国企業誘致策を取っており、日本企業をはじめとする外国企業の進出例が増えています。

カンボジアには、外国人・外国法人の土地の所有を禁止する規制があります。日本企業が土地の所有を検討する際には現地パートナーがマジョリティーの現地法人を設立する必要があるため、現地パートナーとの株主間合意などに特に留意されるべきです。また、基本的に土地上の建物について独立の所有権を認めない法制であること、期間15年以上の賃貸借についての設定方法など日本法とは異なる不動産法制に留意されるべきです。

他方、投資が禁止、制限されている一部の分野(ネガティブリスト)を除いては、関連業務上の許可さえ得られれば、外資100%での投資も可能となっています。また、特に進出時に重要なこととして、一定の要件を満たす外国企業であれば、適格投資プロジェクト(QIP)としての申請・登録を経て、税制面などにおいて優遇措置を受けることができます。日本企業がカンボジアに進出する際には法務及び税務に加えて政治情勢なども考慮に入れ、事前に十分な準備をされるべきです。その際には現地の弁護士・会計事務所などの専門家に相談する必要があり、まず信頼できる専門家を探すことから始めるケースが多いので、日本企業の窓口となる日本の弁護士としても、カンボジア実務の経験が非常に重要となっています。

フィリピン



フィリピンは、アジアの中で最も経済成長率が良い国と言われるほど、堅調な成長を続けてきました。日本の対フィリピン投資も盛んで、日本のフィリピンに対する投資額は、世界各国の外国資本による投資全体の約30%を占めています。

フィリピンには、外国投資法やネガティブリストといった、外国投資家による投資に関する規制があり、一定の事業分野については、非フィリピン市民(フィリピンの現地法人であっても、株式又は議決権の40%以上をフィリピン市民以外の者が保有していれば、「非フィリピン市民」

に該当します)が保有できる株式又は議決権の割合が制限されています。また、このような外資規制を潜脱した外国人に対しては、Anti-Dummy Lawに基づき、懲役(5年以上15年以下)や罰金(規制を違反したことにより得られる利得が罰金額の基本となります)といった処罰がなされる可能性がある点で注意が必要です。

ミャンマー



ミャンマーは、長らく不安定な政治体制が続いていましたが、近年民主化及び経済開放が進み、「アジア最後のフロンティア」として、昨今世界各国から投資先として大きな注目を集めています。外国投資家が続々と入国し、ホテル代やオフィス賃料の高騰、交通渋滞に悩まされている状態です。

外国投資家がミャンマーにおいて事業を行うためには、国内企業と同様、会社法上の営業許可を取得し、法人設立登記をすれば足ります。さらに、ミャンマーの外国投資法には、外国企業に対する法人税の減免や土地の長期的な使用が可能になるなどの優遇措置が定められており、これら外国投資法に基づく優遇措置を受けるには、前述の営業許可とは別に同法上の許可を投資委員会(Myanmar Investment Committee; 通称MIC)から得る必要があります。同許可を得る手続きにおいては、MICや関係省庁との事前折衝が不可欠です。進出業種によっては、運用および外国投資法等により外資の参入が認められていない業種(貿易業、流通業など)があることには注意を要します。また、外国人による不動産取得は禁止されています。

ミャンマーでは、一通りの法律は整備されているもののイギリス植民地時代に制定された古い法律もなお有効です。近代化・民主化に向けて多くの法律改正が急速に進められており、進出にあたっては、最新の法令や実務には特に注意が必要です。なお、ミャンマーは昨年ようやく外国仲裁判断の執行を認めるニューヨーク条約に加盟し、2013年7月15日より効力が生じています。国際紛争解決の手段として、国際仲裁が確保されたことは朗報といえます。

アジア法務担当チーム

三木 剛 豊島ひろ江 大高 友一 黒柳 武史
鍵谷 文子 朝倉 舞 上田 倫史 幸尾菜摘子

海外子会社等と取引する場合の税制 ～移転価格税制～

弁護士 鍵谷 文子

1 移転価格税制とは

今日、企業活動の国際化の進展と企業の多国籍化に伴って、日本企業と海外のグループ企業との間の取引が頻繁に行われています。今回は、日本企業と海外のグループ企業等との間の取引で問題となり得る、「移転価格税制」についてご紹介します。

グループ間の取引においては、しばしば、グループ企業以外の者との取引で設定される対価とは異なる対価が設定される傾向にあります。その際、たとえば、海外の子会社に対する製品の販売（輸出）価格が低く設定されれば、海外子会社の利益は大きく、日本企業の利益は小さくなりますし、他方、海外の子会社に対する製品の販売（輸出）価格が高く設定されれば、海外子会社の利益は小さく、日本企業の利益は大きくなります。

このような取引価格の設定の結果、所得が海外に移転されているとみられる場合に、当該取引の価格を正常な価格に引き直して課税所得を算出し課税することで納税の不均衡を是正する税制が、移転価格税制です。

2 日本の移転価格税制の基本的な内容 (租税特別措置法第66条の4)

(1) 移転価格税制の適用対象者と対象取引

まず、移転価格税制の適用対象者は法人のみで、個人は対象となりません。

適用対象取引は、国外関連取引、すなわち、法人とその親会社・子会社などの国外関連者との間で行われる取引です。なお、法人が、非関連者を通じて国外関連者との取引を行う場合でも、一定の場合には国外関連取引とみなすこととされていますので、注意が必要です。

(2) 移転価格税制が適用される場面

租税特別措置法第66条の4第1項は、「当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立

企業間価格を超えるときは、…当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。」と規定しています。

すなわち、「独立企業間価格」よりも支払われる対価が小さい場合又は支払う対価が大きい場合に、法人は、当該国外関連取引については「独立企業間価格」で行われたものとみなして所得を算出し、申告を行わなければなりません。

そして、ここにいう「独立企業間価格」とは、同様の取引が第三者（非関連者）との間で通常取引条件に従って行われた場合に成立すると認められる価格を指し、独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法等の算定方法のなかで最も適切な方法で算定されることとなっています。実務上は、この「独立企業間価格」の算定が問題となるケースが多く、近時、裁判でも多く争われているところです。

3 相互協議と事前確認

移転価格税制が適用されると、法人は、実際の取引価格と正常な対価と認定された金額との差額分について、日本と相手国の双方で課税されることとなり、国際的二重課税が生じます。

この問題について、当事者は、日本と相手国の税務当局において相互協議を行うよう申立てをすることができます。その結果、両国間で合意が成立した場合は、合意の内容に従って国内的な措置としての対応的調整が図られることにより、二重課税が是正されることとなります。

また、移転価格税制に関する納税者の予測可能性を確保する手段として、納税者が事前に、独立企業間価格の算定方法等について税務当局に確認する、事前確認の制度が認められています。事前確認の段階で相手国との相互協議を行うよう求めることもでき、移転価格課税のリスク回避の観点からは、重要な制度になっているといえます。

4 不服申立て

移転価格税制に関して更正処分等を受けた場合、当該更正処分等に不服があれば、通常の場合と同様に、異議申立てや国税不服審判所に対する審査請求を経て、裁判所に、課税処分の取消訴訟等を提起することができます。また、これらの不服申立てと並行して、税務当局に対し、上記の相互協議の申立てを行うことも可能です。

「音が、においが、商標登録可能に!？」

弁護士 長門 英悟

1 「商標」と聞いて、皆さんは何を思い浮かべるでしょうか? グッチやルイヴィトンのマークや、自動車のエンブレムなどの文字・記号を思い浮かべる方が多いと思います。そんな商標についてですが、現在、商標法を抜本的に改正し、商標として保護する対象を「文字」や「記号」等だけではなく、「動き」、「音」、「色彩」などにも広げるための検討が進められています。

2 我が国の現行制度においては、「商標」の対象については「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」と規定(商標法第2条第1項)しているため、商標登録が可能なのは文字、図形、記号、立体形状に限られています。

	動き	ホログラム	無輪郭の色彩	位置	音	におい	触感	味
米国	○	○	○	○	○	○	○	○
欧州	○	○	○	○	○	—	—	—
韓国	○	○	○	○	○	○	—	—
日本	—	—	—	—	—	—	—	—

3 しかし、経済活動のグローバル化やインターネットの普及を受け、①言語の壁を越えたブランドイメージの発信、②海賊品対策としてのホログラムや非視覚的な商標の活用などの要請が高まり、従来の文字・図形の枠から脱却した新しいタイプの商標が世界的に広く用いられるようになってきています。そのような状況を踏まえ、海外においてはすでに下記のとおり「動き」、「音」、「におい」といった商標についても商標法の保護対象とする国が現れており、新しいタイプの商標の保護は国際的な流れになりつつあります。

日本の企業も、海外において、これら「新しい商標」について、すでに商標登録を行いつつあり、例えば、以下のような例がみられます。

- ・久光製薬の日本のCMでもおなじみの「ヒ・サ・ミ・ツ〜」という「音」の商標
- ・セブンイレブンのオレンジ色・緑色・赤色からなる三色の「色彩」の商標

4 こうした国際的な流れに加え、TPPなどの自由貿易協定の締結に向けて参加国との統一的な知的財産ルールを設ける必要性が生じたことから、我が国においても「新しい商標」を適切に保護できるよう法整備が始まりました。それが今回の法改正に向けた動きです。まずは「動き」、「ホログラム」、「輪郭のない色彩」、「位置」及び「音」を新たに商標法の保護対象として、早ければ平成26年にも法改正が行われる見込みであり、また、「におい」や「触感」についても引き続き保

column

調停委員のつぶやき 弁護士 倉橋 忍

私は、現在、大阪家庭裁判所において家事事件の調停委員を約6年間務めさせて頂いています。今回は、調停委員の仕事を説明し、私がどのように活動しているかなどを報告させていただきます。

1 調停というのは、調停委員が直接当事者の言い分や意見を聴いて、双方が納得の上で問題を解決できるように、法的な観点から助言したり、歩み寄りを促して実情に即した解決を図る手続です。

皆様には縁遠い制度だと思われるかもしれませんが、離婚や遺産分割というトラブルには、皆様も直面する可能性がありますよね。家庭裁判所の調停では、そのような家族や相続に関する紛争を扱っています。

調停委員の選任は、大阪弁護士会を通じて推薦され、大阪家庭裁判所で面接があり、交通違反の有無まで聞かれました。そして、最終的な任命権者は最高裁判所です。任命されたときは、裁判所の手続に関わる者として身が引き締まる思いがしました。

2 調停は、各事件毎に、1ヶ月から1ヶ月半に1回の割合で家庭裁判所で開かれます。そして、家事調停の場合は、2人の調停委員が担当しますが、組み合わせは事件毎に違います。それぞれの委員は事前に記録を読み、協議をします。ケースによっては裁判官とも協議をします。そして、事件の解決方法について、ある程度の方向性を持った上で、双方当事者から話を聞くこととなります。

調停は、双方の合意の形成を目的としているので、あくまでも話し合いが基本です。そのため、はじめの数回は事情や言い分の聞き取りのために双方から丁寧に話を聞きますし、資料や言い分をまとめた書面を出していただいたりもします。私は、最初のこの時点では当事者の方と信頼関係を築くことに重点を置いています。信頼関係を築くために、当事者の話を良く聞き、それぞれの立場や心情を理解するよう心がけています。

護対象とすべきかについて検討が行われる模様です。

5 このように、我が国においても「動き」や「音」といった新しいタイプの商標が登録可能になるよう法整備が進められております。我が国の商標法については、原則として先に出願を行った者が商標登録できるという先願主義が採用されていますので、それぞれの企業においては、今のうちから法改正を見据えた自社のブランド戦略について検討しておく必要があるのではないのでしょうか。

退所のご挨拶

弁護士 堀 友紀子

私は平成25年1月から12月までの間、法テラスの常勤弁護士として1年間、中本総合法律事務所にて養成を受けて参りましたが、この度、養成期間を終了し、中本総合法律事務所を退所させて頂くこととなりました。

弁護士としての最初の1年間は、仕事への姿勢や今後の目標に影響する非常に貴重な期間であると感じています。その大切な期間を、大阪という地で、事務所内外の諸先輩方からたくさんのご指導や多くの経験の機会をいただけたことに対する感謝の気持ちは、言葉には尽くせません。

私は、本年1月から、島根県の隠岐の島(離島)にある法テラス西郷法律事務所に赴任します。

司法過疎地域になりますので、1人でも多くの方々に良質な司法サービスを提供できるよう努力を重ねて参りたいと思っております。

1年という短い期間ではありましたが、みなさまとの繋がりや、弁護士としての私の最も貴重な財産となりました。新しい地でも、みなさまからいただいたご指導や経験を活かして業務に取り組んで参ります。本当にどうもありがとうございました。

なお、本年1月からは、谷口英一弁護士が、法テラス常勤弁護士として1年間、中本総合法律事務所にて養成を受けております。同弁護士にもご指導ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

入所のご挨拶

弁護士 谷口 英一

新春の侯、皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。さて私は、1年間の司法修習を経まして、本年より法テラス常勤弁護士として、中本総合法律事務所において養成を受ける運びとなりました。弁護士として成長するとともに、皆様から信頼していただくことができるよう、一つ一つの事案に真摯に取り組んでいく所存でございます。未熟ではございますが、何とぞご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3 とはいえ、単に当事者から話を聞くだけでは、いつまで経っても調停は成立しません。最終的には、話し合いにより、紛争を解決する合意に至ってもらうことがゴールです。そこで、私としては十分話を聞いた上で、ある時点で調停委員の考え方を示すようにしています。調停委員の考え方は、双方の話から推測される適切な事実認定を基に、双方の立場に配慮した上での合理的解決を意図したものを提案するように心がけています。従って、どのような解決が望ましいのかを慎重に判断しますし、調停委員間で議論し、裁判所ともかなり協議をします。その上で当事者に提案します。

ただ、いくら調停委員が双方にとって合理的だと思っても、それだけでは当事者は納得してくれません。当事者の心情に反する場合には、偏った物の見方であるという批判を受ける場合もあります。そんなときに拠り所となるのはこれまで築き上げた当事者との信頼関係です。当事者を説得するにあたっては、信頼関係を前提とした上で、いろいろな方法を試み、具体的には、①理論的に考えるとこうなりますよといった理屈や、②調停委員には裁判官と異なり最終的決定を下せるという意味での武器はありませんが、裁判官の考え方はこうですよ示すことにより

話し合いをせずに審判や裁判になったらこういう結論になりますよといった武器をチラッと見せることが可能です。また、③情に訴えたりもします。たとえば、2人兄弟のうち、弟が亡くなり、兄と弟の娘の間で揉めているような場合(実質的には弟の妻と兄が対立しているケースが多いのですが)、仲の良かった弟の娘ではないかとか、亡くなった弟のために考えてほしいなどと兄を説得することがあります。最終的に、紛争のまった中にいる当事者を説得できるかどうかは、粘り強く説得することが大切だと思っています。結局、人間対人間の問題だと思えます。社会経験が重要なのでしょね。

4 調停委員にもいろんなタイプの人があります。私は、なんとか紛争を早期に解決してくれることを願って、一生懸命、説得をするタイプです。こんな調停委員にあたらどうでしょうか。お節介と思われるでしょうか。すぐに結論を出さず、もっと話を聞いてほしいと思われるでしょうか。いろんな意見があると思いますが、私としては、トラブルの早期解決という観点からは、早い段階で調停委員の考え方を示すことに意味があると思っています。

出身者のお便り Letter from Kani

弁護士 山科正太郎

「赴任先は可児。」
辞令の日から早や3年が経ちました。
新春の折、皆さまにおかれましては健やかに過ご
しのことと存じます。

養成として平成22年1月より1年間、お世話にな
りました。法テラス弁護士の山科正太郎です。現在、法
テラス可児法律事務所(以下「法テラス可児」)で勤務
しております(平成25年11月現在)。

「可児ってどこ?」「法テラス可児で何してんの?」
仕事の息抜きにでも読んでいただけるよう面白さを
追求してみました。少しでも読んでいただけたら感謝
×2です。

1 可児ってどこ?

可児市は、岐阜県の中南部、東濃と呼ばれる地域に
あります。

日本一暑いと自慢する多治見市に隣接し夏はとて
も暑く、冬の寒さも厳しい理不尽な場所です。名古屋
市のベッドタウンで名産・名所に乏しいのですが、明
智光秀・森蘭丸生誕の地であり、戦国時代に思いを馳
せるとロマン溢れる歴史が浮かび上がるはずです。

法テラス可児の近くには御嵩支部(裁判所)があり
ます。支部の管内人口は約22万人で、ブラジル人、フ
ィリピン人を筆頭に外国人が多いのが特徴です。法テ
ラス可児の開設当初はゼロワン地域でしたが、今では
管内の弁護士が8人、うち法テラス可児に3人いま
す。

2 法テラス可児でなにしてんの?

「田舎」=「事件なく長閑」、な平和イメージは幻想な
のか。法テラス可児には、たくさんの法律相談がやっ
てきます。

僕が赴任した当初、法律相談が1、2ヶ月待ちの状
態でした。相談日を増やして対応していますが、未だ
1、2週間待ちの状態が続いています。

相談内容は、借金の整理、離婚・相続など家事トラブ
ルが多いですが、不貞・交通事故など不法行為事件、解
雇・ハラスメントなど労働事件、土地の境界紛争事件、
許認可・生活保護など行政紛争事件・・・とバラエティ
ーに富んでいます。

また、法テラス可児の前任者の太田晃弘弁護士が、
市町村、社会福祉協議会、社会福祉法人などたくさん
の公的機関と連携して下さいました。その土壤がある
ため、法テラス可児には、公的機関を通じて、高齢者、
障がい者、外国人など生活環境や精神的・身体的な障
がいなどが原因で司法アクセスできない方の相談が
多いです。

このような相談者の属性から、チームで問題解決に
取り組むことがあります。典型的な借金整理の実例か
ら・・・精神障がい手帳(3級)を持っている方のケース
で、借金の整理を僕が、就労支援を地域生活支援セン
ターの精神保健福祉士が、日常の金銭管理を社会福祉
協議会の日常生活自立支援事業専門員が、チームで取
り組みました(このような取組みを「司法ソーシャル
ワーク」というようです)。

法テラス可児では、各公的機関と協力し合いなが
ら、相談者の問題解決に向けて奮闘中です。

法律相談以外にも、刑事弁護、公的機関での講演活
動、福祉機関の方とのケース会議、相談者宅や病院に
訪問相談、時には相談者のお家探しや就職面接のお手
伝いまで・・・何でもあります。

3 おわりに

たくさんの事件を抱えながらも無事に(?)楽しく
乗り切れているのは、基礎に中本総合法律事務所での
1年間があったから(・・・なんて書くと合格体験記みた
いですが)。感謝してもしきれないくらい感謝してい
ます。

私事ですが、先
月、思わぬ話を頂
きました。

「出向してみな
いか」(・・・片道キッ
プの島流し??)
もう少しだけ流
されてみようと
思います。

最後までお読み
いただきありがと
うございました。
末筆ながら皆さま
の益々のご健勝を
心よりお祈り申し
上げます。



中本総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階
TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243 E-mail: info@nk-law.gr.jp

中本和洋・倉橋 忍・鷹野俊司・大高友一・豊島ひろ江・宮崎慎吾・黒柳武史・櫻井朋子
佐藤 碧・鍵谷文子・朝倉 舞・上田倫史・幸尾菜摘子・谷口英一

(消費者庁出向中)

中本総合法律事務所 東京事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番9号 荻島ビル4階
TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249 E-mail: mail@nk-law.gr.jp

三木 剛・長門英悟

<http://www.nakamotopartners.com>